

施設名	多 目 的 競 技 場				
	各種競技会（全面のみ）	その他利用（全面のみ）	一般スポーツ活動		
利用目的	申請者の欄に示す団体等が主催し、多目的競技場全面を使用して実施する県大会以上競技会	申請者の欄に示す団体等が主催し、多目的競技場全面を使用して実施するスポーツ大会とその他のイベント	武道スポーツセンターに登録したクラブチーム等の活動	一般クラブチームの活動等	個人利用（卓球・バドミントン等）
受付時間	日程調整会議	原則として利用日の3ヶ月前から(*1) ※但し、利用日の3ヶ月前が日程調整会議より前に当たる場合は日程調整会議終了後	前月の抽選日（毎月10日）	前月の抽選日（毎月10日）終了後から	当日（その都度）
申請者（参加者）	○県・県教育委員会 ○県スポーツ協会とその加盟団体（別表1） ○県障がい者スポーツ協会と同協会が推薦する団体（別表2） ○県武道協議会とその加盟武道団体（別表3） ○県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、私立高等学校体育大会事務局 ○その他指定管理者が特に必要と認める団体(*2)	○県スポーツ協会加盟外のスポーツ団体 ○教育関係団体 ○自治会組織 ○企業等（同業組合等の連合体を含む） ○その他指定管理者が特に必要と認める団体	○当該年度に施設へクラブ登録をした団体・クラブチーム	○当該年度に施設へクラブ登録を行っていない団体・クラブチーム	○個人
審査基準（個別）	申請が競合する場合の優先順位 ①県、県教委、指定管理者の主催行事 ②県中学校・高等学校総合体育大会 ③国際大会 ④全国大会 ⑤プロスポーツリーグ ⑥国際親善試合 ⑦西日本大会 ⑧九州大会 ⑨県大会 ※誘致段階から県、指定管理者及び関係団体 が関与した大会については①と同等に扱う	○申請者に大会等を円滑に企画、実施する能力が備わっていること ○申請にあたって、目的、運営体制等を明記した実施要項等を提出できる大会 ○スポーツ・文化・教育の振興・健康増進等を目的とする大会  ※その他のイベントのうち、誘致の段階から県、指定管理者及び関係団体が関与した大会については、左欄の①と同等（最優先）に扱う	1 利用回数 ①利用日の前月の受付 屋4回、夜4回（19:00～21:00の区分は2回を限度とする。） ②利用日の当月の受付 回数制限を行わない。 2 利用時間 ①昼（9:00～17:00）1回につき3時間以内 ②夜（17:00～21:00）1回につき2時間以内 ③夜間は、17:00～19:00と19:00～21:00に区分し、区分を越える利用はできない。但し、利用当月の予約はこの限りでない。	用具を持参しているか スポーツにふさわしい服装であるか(*3) 上靴を持参しているか	
審査基準（共通）	①秩序又は風俗を乱し又は乱すおそれがないこと。（条例第6条第1号） ②施設を破損するおそれがないこと。（条例第6条第2号） ③利用させることが適当であること。（条例第6条第3号） ④以下の義務を履行又は受認できること。 1 利用目的・範囲・期間その他について管理上必要な条件に従うこと。（条例第7条） 2 使用料を納めること。（条例第13条・規則第6条） 3 許可された目的外の目的に供さないこと。権利を他人に譲渡しないこと。（条例第8条） 4 施設に造作を加える場合は許可を受けること。（条例第9条） 5 利用を終了した時は、速やかに現状回復すること。（条例第10条） 6 利用許可後の利用取消又は利用制限を受認し、また、利用取消に伴う損害を受認すること。（条例第11条） 7 建物・設備等を損傷・滅失した場合の損害を賠償すること。（条例第12条） 8 利用許可書の記載事項を変更しようとする時は変更承認の申請をすること。（規則第7条）		9 利用を中止しようとする時は、その旨届け出ること。（規則第8条） 10 既に納入された使用料は相当の理由がない限り返還しない。（規則第9条） 11 次に掲げる行為をしないこと。また、二号から五号の行為を行う場合は指定管理者の許可を得ること。（規則第10条第1項） ※4 一 めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為。 二 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを持ち込むこと。 三 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。 四 宣伝、物品の販売、募金その他これに類する行為。 五 その他指定管理者がスポーツ施設の管理上必要と認めて禁止する行為。 12 退去命令に従うこと。（規則第10条第2項） 13 利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故についての責任を負うこと。（規則第11条）		

(\*1) ただし、3か月以上前から申請しなければ、当該行事（競技会・大会等）を開催することができない場合はこの限りではない。  
 (\*2) 県大会以上の大会等を開催使用とする団体で、日程調整会議に参加しなければ当該大会等を開催することができないと判断される者  
 (\*3) ①素材等において柔軟性を有し、身体の伸縮に支障のないもの  
 ②裾広ズボンのように器具に引っかかりやすく、ケガをしやすいものでないこと  
 ③金属装飾等があり、設備・器具等を破損させるおそれのないもの  
 ④他の利用者に違和感・不快感を与えるおそれのないもの

別紙6 利用許可審査基準（案）

No. 2

設備名	武 道 場			
利用目的	競技会	一般スポーツ活動等		
	①申請者の欄に示す団体が実施する県大会以上の武道大会等 ②申請者の欄に示す団体が実施する多目的で実施する国際・全国レベル競技会等の必要諸室（大会運営上、不可欠と指定管理者が認める場合）	武道スポーツセンターに登録した武道クラブチーム等の活動	一般の武道クラブチーム等の活動	武道等スポーツ活動を行う個人の利用
受付時間	日程調整会議	前月の抽選日（毎月10日）	前月の抽選日（毎月10日）以降	当日（その都度）
申請者（参加者）	○県・県教育委員会 ○県武道協議会とその加盟団体（別表3） ○県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、私立高等学校体育大会事務局 ○県スポーツ協会とその加盟団体（別表1） ○その他指定管理者が特に必要と認める団体	○当該年度に施設へ武道クラブ登録をしたクラブチーム等（武道クラブとして登録できるのは、県武道競技会に加盟する武道団体が認めるクラブチーム） ※クラブ登録に統括団体の許可書が必要	○当該年、施設に武道クラブ登録をしていない県武道協議会に加盟する武道競技に取り組むクラブチーム等 ○日本拳法・武術太極拳・太極拳・柔術・テコンドー・総合格闘技を行うクラブチーム等	○県武道協議会に加盟する競技に取り組む個人 ○日本拳法・武術太極拳・太極拳・柔術・テコンドー・総合格闘技に取り組む個人
審査基準（個別）	申請が競合する場合の優先順位 ①県、県教委、指定管理者の主催行事等 ②県中学校・高等学校総合体育大会 ③全国大会 ④西日本大会 ⑤九州大会 ⑥県大会 ※誘致段階から県、指定管理者及び関係団体が関与した大会については①と同等に扱う	○利用回数及び時間は制限しない	○県武道協議会に加盟する武道競技の使用を最優先する ○次の競技については、管理上支障のない範囲で貸し出す 日本拳法・武術太極拳・太極拳・柔術・テコンドー・総合格闘技 ①営業的要素のあるものは除く ②フランチャイズ的な活用は認めない ③月10回、1回あたり3時間を限度とする ※ただし、大会で使用する場合は時間制限は課さない	○申請条件に適した活動であるか ○利用時間の制限は行わない ○スポーツにふさわしい服装であるか ○その他のスポーツ（素足で行うもの）については運営上支障のない範囲で貸し出す
審査基準（共通）	①秩序又は風俗を乱し又は乱すおそれがないこと。（条例第6条第1号） ②施設を破損するおそれがないこと。（条例第6条第2号） ③利用させることが適当であること。（条例第6条第3号） ④以下の義務を履行又は受認できること。 1 利用目的・範囲・期間その他について管理上必要な条件に従うこと。（条例第7条） 2 使用料を納めること。（条例第13条・規則第6条） 3 許可された目的外の目的に供さないこと。権利を他人に譲渡しないこと。（条例第8条） 4 施設に造作を加える場合は許可を受けること。（条例第9条） 5 利用を終了した時は、速やかに現状回復すること。（条例第10条） 6 利用許可後の利用取消又は利用制限を受認し、また、利用取消に伴う損害を受認すること。（条例第11条） 7 建物・設備等を損傷・滅失した場合の損害を賠償すること。（条例第12条） 8 利用許可書の記載事項を変更しようとする時は変更承認の申請をすること。（規則第7条） 9 利用を中止しようとする時は、その旨届け出ること。（規則第8条）			

別紙6 利用許可審査基準（案）

No. 3

設備名	トレーニングルーム	会議室
利用目的	各種トレーニング	研修及び各種会議
	筋力アップをはじめとする各種のトレーニングの実施	原則として体育・スポーツに関する研修会・会議等の開催
受付時間	当日（その都度）	多目的競技場に準じる
申請者 （参加者）	中学生以上の個人	個人・団体
審査基準 （個別）	<p>1 トレーニングにふさわしい服装であるか。上靴を持参しているか。</p> <p>2 中学生以上であるか。 中学生はフリーウエイトの使用はできない。 但し、指導者同伴の場合は、この限りではない。</p>	<p>1 体育・スポーツに関すること以外の使用は、7日前からとする。 ただし、集会等の場合で会議室を含む他施設（多目的競技場等）を一括利用する場合は、この限りでない。</p>
審査基準 （共通）	<p>①秩序又は風俗を乱し又は乱すおそれがないこと。（条例第6条第1号）</p> <p>②施設を破損するおそれがないこと。（条例第6条第2号）</p> <p>③利用させることが適当であること。（条例第6条第3号）</p> <p>④以下の義務を履行又は受認できること。</p> <p>1 利用目的・範囲・期間その他について管理上必要な条件に従うこと。（条例第7条）</p> <p>2 使用料を納めること。（条例第13条・規則第6条）</p> <p>3 許可された目的外の目的に供さないこと。権利を他人に譲渡しないこと。（条例第8条）</p> <p>4 施設に造作を加える場合は許可を受けること。（条例第9条）</p> <p>5 利用を終了した時は、速やかに現状回復すること。（条例第10条）</p> <p>6 利用許可後の利用取消又は利用制限を受認し、また、利用取消に伴う損害を受認すること。（条例第11条）</p> <p>7 建物・設備等を損傷・滅失した場合の損害を賠償すること。（条例第12条）</p> <p>8 利用許可書の記載事項を変更しようとする時は変更承認の申請をすること。（規則第7条）</p> <p>9 利用を中止しようとする時は、その旨届け出ること。（規則第8条）</p>	